平成２１年（フ）第１０４号
広島県三原市本郷南４丁目38番８号
債務者　益野　敬子
1　決定年月日時　平成21年８月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月23日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２１年（フ）第１０５号
広島県三原市本郷南４丁目38番８号
債務者　益野沙弥香
1　決定年月日時　平成21年８月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月23日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２１年（フ）第１１６号
広島県三原市小泉町600番地20
債務者　柏原　興治
1　決定年月日時　平成21年８月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月23日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２１年（フ）第１２１号
広島県三原市西野２丁目13番１号　コーポＩＤＡＫＡ101号室
債務者　坂本　行紀
1　決定年月日時　平成21年８月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月23日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２１年（フ）第１２３号
広島県三原市沼田西町惣定1043番地41
債務者　吉元　朝美
1　決定年月日時　平成21年８月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月23日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２１年（フ）第１２４号
広島県三原市須波西町765番地138
債務者　藤田　博子
1　決定年月日時　平成21年８月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月23日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２１年（フ）第１２９号
広島県三原市幸崎町能地2746－４　互幸寮315号、住民票上の住所高知県幡多郡大月町大字柏島691番地７
債務者　阿部　　誠
1　決定年月日時　平成21年８月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月23日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２１年（フ）第５０３号
愛媛県松山市安城寺町421番地７
債務者　石川　尊典
1　決定年月日時　平成21年８月24日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月23日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第１２２号
福岡県飯塚市平恒209番地33
債務者　中野弥保子
1　決定年月日時　平成21年８月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月23日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

免責許可決定

平成２１年（フ）第１９８号
神奈川県平塚市山下426番地の２　コーポ根岸Ａ―203号
破産者　井上多恵子
1　決定年月日　平成21年８月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第２１０号
神奈川県足柄上郡開成町中之名264番地２
破産者　太田　寿美
1　決定年月日　平成21年８月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第２９２号
神奈川県秦野市戸川499番地　ハイツサンシャイン104号
破産者　茂原　　操
1　決定年月日　平成21年８月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第３０５号
神奈川県平塚市大神2688番地の９　レオパレス湘南203号室、住民票上の住所神奈川県平塚市西真土３丁目19番１号　日産車体真土寮
破産者　阿部　宗徳
1　決定年月日　平成21年８月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第３０７号
神奈川県厚木市愛甲588番地１　ハイツ堂山203
破産者　池崎　元彦
1　決定年月日　平成21年８月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第３０８号
神奈川県厚木市愛甲588番地１　ハイツ堂山203
破産者　池崎　壽子
1　決定年月日　平成21年８月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第３２３号
神奈川県厚木市温水634番地７
破産者　眞貝　征子
1　決定年月日　平成21年８月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第３３２号
神奈川県小田原市国府津2364番地　５―205
破産者　松田　浩二
1　決定年月日　平成21年８月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第３４０号
神奈川県愛甲郡愛川町角田1303番地
破産者　高島　恵子
1　決定年月日　平成21年８月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第３４４号
神奈川県平塚市万田103番地の１　サンパレス湘南Ⅱ―401号
破産者　千葉　　忍
1　決定年月日　平成21年８月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第３６６号
神奈川県小田原市蓮正寺23番地の５　201
破産者　會澤　雅人
1　決定年月日　平成21年８月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第３６７号
神奈川県小田原市蓮正寺23番地の５　201
破産者　會澤　由美（旧姓重石）
1　決定年月日　平成21年８月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第１０号
長崎県南松浦郡上五島町網上郷541番地３
破産者　田原　　至
1　決定年月日　平成21年８月17日
2　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所五島支部